

第 38 回全国豊かな海づくり大会高知県実行委員会会則（案）

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この会は、第 38 回全国豊かな海づくり大会高知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 実行委員会は、第 38 回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

（事 業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 大会の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- （2） 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- （3） その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第 2 章 組 織

（構 成）

第 4 条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与（以下「委員等」という。）で構成する。

2 会長は、高知県知事をもって充てる。

3 副会長は、高知県漁業協同組合連合会代表理事会長及び開催地市町村長をもって充てる。

4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

5 監事は、高知県会計管理者及び開催地市町村の会計管理者をもって充てる。

6 顧問は、高知県議会議長、高知県議会商工農林水産委員会委員長及び開催地市町村議会の議長をもって充てる。

7 参与は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員等の職務）

第 5 条 会長は実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が定める順序により、その職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

5 顧問は、大会の運営方針に関し助言するものとする。

6 参与は、大会の具体的運営方法に関し助言するものとする。

（委員等の任期）

第 6 条 委員等の任期は、第 17 条の規定により実行委員会が解散することとなる日までとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

（委員等の報酬及び旅費）

第7条 委員等への報酬は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 委員等へ支給する旅費は、高知県職員の例に準じて支給する。

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の会議（以下「総会」という。）は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事、顧問及び参与をもって構成する。

2 総会は、必要に応じ会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 大会の企画及び運営に関する基本事項に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他大会の開催に関する重要な事項に関すること。

5 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 実行委員は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、代理人に議決権を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

7 総会の議事は、出席した実行委員（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

8 会長は、必要があると認めるときは、事前に送付した議案に対し書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

9 会長は、必要があると認めるときは、実行委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第9条 会長は総会を招集するいとまがないと認めるときは、前条第4項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第4章 幹事会

(幹事会)

第10条 実行委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成する。

3 幹事長は、高知県水産振興部長をもって充てる。

4 副幹事長は、開催地市町村の副市町村長をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 6 会長は、必要があると認めるときは、新たに幹事を追加することができる。
- 7 第6条及び第7条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第11条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第12条 幹事会の会議は、次の事項を審議する。

(1) 実行委員会に付議すべき事項に関すること。

(2) その他大会の開催に関し、会長が必要と認める事項に関すること。

2 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

3 幹事会には、専門的な観点から審議を行うため、次に掲げる専門部会を置く。

(1) 総務・広報部会

(2) 式典・放流行事部会

(3) 宿泊・輸送・警備部会

4 専門部会は、幹事等の中から幹事長が指名した者をもって構成し、幹事長が招集する。

5 専門部会の部会長は、前項の規定により指名された者のなかから互選によって決定する。

6 専門部会の部会長は、専門部会で決議した事項を幹事会に報告し、承認を得なければならない。ただし、幹事長が幹事会を召集するいとまがないと認めるときは、幹事長の承認を得ることにより、幹事会の決議とすることができる。

7 第8条第5項、第6項及び第7項の規定は、幹事会の会議において準用するものとする。この場合において、「実行委員」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。

8 前7項に定めるもののほか、幹事会の会議の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するために、事務局を高知県水産振興部内に置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 経費及び会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第15条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計)

- 第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解 散

(解 散)

- 第17条 実行委員会は、第2条の目的が達成され事業報告を行った後に解散する。
2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、高知県に帰属するものとする。

第8章 補 則

(補 則)

- 第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成28年 月 日から施行する。
2 実行委員会設立当初の会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から平成29年3月31日までとする。

別表第1(第4条関係)

役職	各団体における役職
顧問	高知県議会議長
	高知県議会商工農林水産委員会委員長
	開催地市町村議会議長
	開催地市町村議会議長
会長	高知県知事
副会長	高知県漁業協同組合連合会代表理事会長
	開催地市町村長
	開催地市町村長
委員	高知県市長会会長
	高知県町村会会長
	高知海上保安部長
	高知県漁業協同組合代表理事組合長
	すくも湾漁業協同組合代表理事組合長
	高知県信用漁業協同組合連合会代表理事会長
	高知県漁船保険組合組合長理事
	高知県漁業信用基金協会理事長
	全国合同漁業共済組合高知県事務所所長
	JF共水連四国事業本部高知支店支店長
	高知県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長
	高知県漁港漁場協会会長
	高知県農業協同組合中央会会長
	高知県森林組合連合会代表理事会長
	高知県商工会議所連合会会頭
	高知県商工会連合会会長
	高知県観光コンベンション協会会長
	一般社団法人日本旅館協会高知県支部支部長
	高知県旅館ホテル生活衛生同業組合代表理事
	一般社団法人高知県バス協会会長
	高知県ハイヤー・タクシー協議会会長
	四国旅客鉄道株式会社高知企画部部長
	土佐くろしお鉄道株式会社代表取締役社長
	国立大学法人高知大学副学長

役職	各団体における役職等
委員	高知県総務部長
	高知県危機管理部長
	高知県健康政策部長
	高知県地域福祉部長
	高知県文化生活部長
	高知県産業振興推進部長
	高知県理事(高知県地産外商公社)
	高知県理事(中山間対策・運輸担当)
	高知県理事(高知県産業振興センター)
	高知県商工労働部長
	高知県観光振興部長
	高知県農業振興部長
	高知県林業振興・環境部長
	高知県水産振興部長
	高知県土木部長
	高知県教育長
	高知県警察本部長
	高知県警察本部交通部長
	高知県警察本部警備部長
監事	高知県会計管理者
	開催地市町村会計管理者
	開催地市町村会計管理者
参与	株式会社高知新聞社代表取締役社長
	株式会社朝日新聞社高知総局総局長
	株式会社毎日新聞社高知支局支局長
	株式会社読売新聞大阪本社高知支局支局長
	株式会社時事通信社高知支局支局長
	株式会社産業経済新聞社大阪本社高知支局支局長
	株式会社日本経済新聞社高知支局支局長
	一般社団法人共同通信社高知支局支局長
	日本放送協会高知放送局局長
	株式会社高知放送代表取締役社長
	株式会社テレビ高知代表取締役社長
	高知さんさんテレビ株式会社代表取締役社長
	株式会社エフエム高知代表取締役社長

役職	各団体における役職等
幹事長	高知県水産振興部長
副幹事長	開催地市町村副市町村長
副幹事長	開催地市町村副市町村長
幹事	高知県漁業協同組合連合会参事
幹事	高知県漁業協同組合参事
幹事	高知県漁港漁場協会事務局長
幹事	高知県内水面漁業協同組合連合会指導部
幹事	高知県市長会事務局長
幹事	高知県町村会事務局長
幹事	高知県観光コンベンション協会専務理事
幹事	高知海上保安部警備救難課長
幹事	高知県農業協同組合中央会参事
幹事	高知県森林組合連合会理事
幹事	高知県商工会議所連合会専務理事
幹事	高知県商工会連合会専務理事
幹事	一般社団法人日本旅館協会高知県支部高知駅宿泊案内所所長
幹事	高知県旅館ホテル生活衛生同業組合青年部長
幹事	一般社団法人高知県バス協会専務理事
幹事	高知県ハイヤー・タクシー協議会専務理事
幹事	高知県総務部副部長(政策調整担当)
幹事	高知県危機管理部副部長(総括)
幹事	高知県健康政策部副部長(総括)
幹事	高知県地域福祉部副部長(総括)
幹事	高知県文化生活部副部長(総括)
幹事	高知県産業振興推進部副部長(総括)
幹事	高知県産業振興推進部副部長(交通運輸担当)
幹事	高知県商工労働部副部長(総括)
幹事	高知県観光振興部副部長(総括)
幹事	高知県農業振興部副部長(総括)
幹事	高知県林業振興・環境部副部長(総括)
幹事	高知県土木部副部長(総括)
幹事	高知県教育委員会教育次長(総括)
幹事	高知県警察本部交通部長

幹 事

高知県警察本部警備部長